

情報提供日	平成29年（2017年）4月5日
問い合わせ先	政策部中核市準備室（上田）
	918-5259（ダイヤルイン） 内線 7090

報道機関 各位

中核市の指定申出に係る県知事への同意の申入れについて

明石市においては、「住みたい、住み続けたい」と思われる、選ばれるまちの実現に向けてさらなる市民サービスの向上を図るため、平成30年4月の中核市移行を目指して準備を進めています。

中核市への移行手続きとして、地方自治法第252条の24第1項において、総務大臣へ中核市指定の申出を行うことと規定されており、その申出を行うにあたっては、同第2項及び第3項において「市議会の議決、県議会の議決に基づく県の同意」が必要とされています。

この度、平成29年第1回定例会（3月議会）において「中核市の指定に係る総務大臣への申出」議案を提出し、全会一致で原案通り可決されたことから、中核市の指定に係る申出について県の同意を求めるため、泉明石市長が県庁を訪れ、井戸兵庫県知事に申入れを行います。

【県知事への同意の申入れスケジュール】

- 日 時：平成29年4月12日（水）16時から
- 場 所：兵庫県庁2号館6階 知事応接室（予定）

【参考資料】

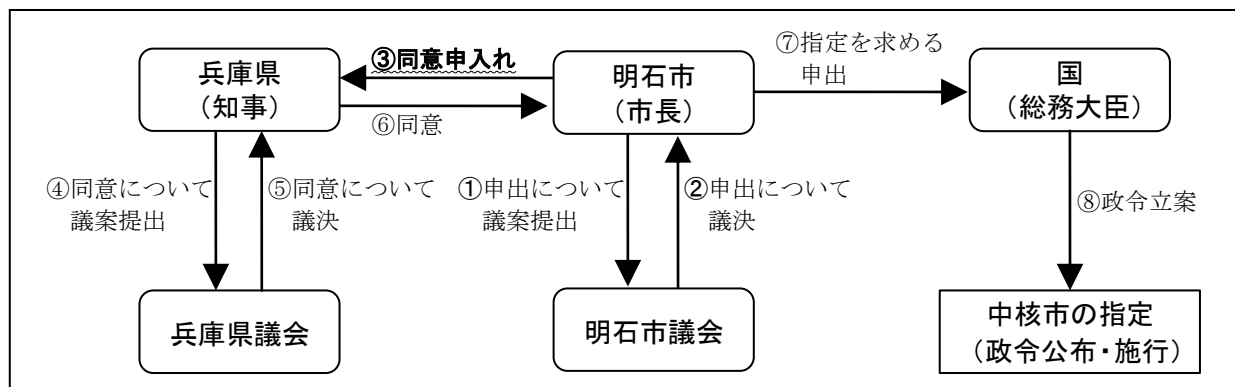
- 中核市指定に係る法定手続き（別添「参考資料」のとおり）

※会場準備の都合上、取材される場合には、事前に上記連絡先、又は兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課企画班（TEL：078-362-3093）までご連絡をお願いします。

なお、この文書は、兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課から県政記者クラブにも提供しております。

<中核市指定に係る法定手続き>

1 法定手続きの流れ



2 今後の主なスケジュール (予定)

時 期	内 容
H29 3月	○平成 29 年度予算議案審議 ○市議会による中核市指定申出議案の審議及び議決・・・上図①、②
4月	○兵庫県知事への中核市指定にかかる同意申入れ・・・上図③ ○兵庫県への職員研修派遣開始 (～H30.3) ※一部研修については本年度中に開始 ○移譲事務の引き継ぎ等の開始
6月	○兵庫県議会における同意申出にかかる審議、議決・・・上図④、⑤ ○兵庫県による明石市の中核市指定申出への同意・・・上図⑥
7月	○保健所、動物愛護センターにかかる施設整備 (～H30.2)
8月	○総務大臣へ中核市指定申出・・・上図⑦
10～11月	○中核市指定にかかる政令立案、公布・・・上図⑧
12月	○中核市移行に関連する条例の制定等
H30 4月	○中核市移行 市立保健所、動物愛護センター開設